

議案第 9 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1 - 1	1 7 3 , 7 0 0 円
1 - 2	1 7 9 , 6 0 0 円
1 - 3	1 8 5 , 4 0 0 円
2 - 1	1 8 4 , 6 0 0 円
2 - 2	1 9 1 , 8 0 0 円
2 - 3	1 9 9 , 4 0 0 円
3 - 1	2 0 2 , 4 0 0 円
3 - 2	2 0 8 , 0 0 0 円
3 - 3	2 1 3 , 2 0 0 円
4 - 1	2 1 1 , 2 0 0 円
4 - 2	2 1 6 , 3 0 0 円
4 - 3	2 2 0 , 5 0 0 円
5 - 1	2 1 8 , 5 0 0 円
5 - 2	2 2 2 , 4 0 0 円

5 - 3	2 2 5 , 8 0 0 円
6 - 1	2 2 2 , 4 0 0 円
6 - 2	2 2 5 , 8 0 0 円
6 - 3	2 2 9 , 2 0 0 円
7 - 1	2 2 3 , 7 0 0 円
8 - 1	2 3 0 , 7 0 0 円
9 - 1	2 3 6 , 8 0 0 円
1 0 - 1	2 3 7 , 6 0 0 円
1 1 - 1	2 5 1 , 1 0 0 円
1 2 - 1	2 5 6 , 2 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。